

船舶事故調査報告書

令和4年12月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年3月8日 06時50分ごろ
発生場所	岩手県茂師漁港南東方沖 茂師港東防波堤灯台から真方位111° 2.8海里（M）付近 （概位 北緯39° 48.8′ 東経142° 02.2′）
事故の概要	漁船第五十八光洋丸は、操業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年4月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十八光洋丸、9.1トン IT2—7050（漁船登録番号）、個人所有 13.78m（Lr）×3.89m×1.38m、FRP ディーゼル機関、423.00kW、平成24年11月7日 第200—39564号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月20日 免許証交付日 令和元年9月25日 （令和7年1月25日まで有効） 甲板員A 30歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成24年8月13日 免許証交付日 令和3年10月6日 （令和9年8月12日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか3人が乗り組み、いさだ*1船ひき網漁の目的で、令和4年3月8日03時30分ごろ、漁場に向けて岩泉

*1 「いさだ」とは、オキアミの一種のツノナシオキアミをいう。

町小本漁港を出港した。

本船は、茂師漁港南東方沖の漁場に到着してえい網作業を行い、船尾に設置した2基の揚網機により袋網を網口付近まで巻き揚げた後、袋網を右舷側に横抱きの状態としてクレーンによる漁獲物の揚収作業を開始した。

本船には、漁獲物の揚収作業のために、右舷中央付近に袋網の網口側を垂直に巻き揚げ、採捕したいさだを袋網の奥に集める巻揚機、操舵室右舷側に袋網の末端に取り付けた索（以下「袋網末端索」という。）により袋網をブルワークまで吊り上げるドラム及び操舵室右舷前部角に袋網をブルワークから前部甲板上まで吊り上げるウインチ付きクレーンが設置され、さらに、右舷前部甲板にいさだを一時的に貯めるタンク及び前部甲板にいさだ約30kgが入るいさだ箱を配置していた。（図1参照）

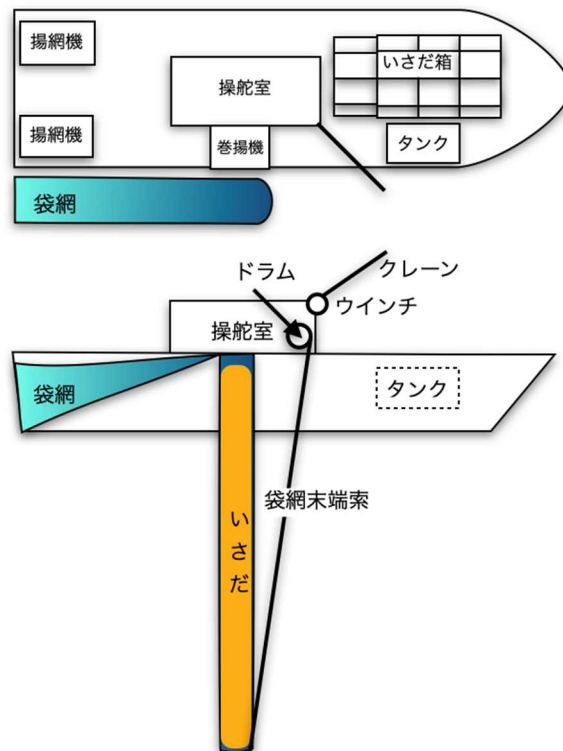


図1 機器等の配置

本船の揚収作業は、ウインチ付きクレーンで袋網を巻き揚げの際、いさだを、タンク容量ずつ袋網を絞ってクレーンに吊り下げる玉掛け索を、また、玉掛け索の付け外しの際、袋網末端部分がブルワーク上で動かないように固定する固定索を使用していた。

揚収作業は、船長がドラムとウインチ操作に、甲板員Aが巻揚機の操作と玉掛け索の付け外し作業に、他の甲板員3人がタンクからいさだ箱への詰め替え作業にそれぞれ従事していた。

揚収作業は、以下の手順で行われ、漁獲物全量の揚収が完了するまで繰り返された。

- (1) 甲板員 A が、網口側を右舷中央の巻揚機で垂直に巻き上げていさを袋網の奥に集める。
- (2) 船長が、ドラムで袋網末端索により袋網末端をブルワークまで吊り上げ、甲板員 A が、固定索で袋網をブルワーク上に固定し、玉掛け索でタンクの容量分だけ袋網を絞ってクレーンのワイヤーに取り付ける。
- (3) 船長が、クレーンで袋網末端部を巻き上げてタンク上に移動させ、3人の乗組員が、袋網の末端を開いていさをタンクに移し、さらにいさだ箱に小分けする。
- (4) 船長が、袋網をブルワークまで下ろし、甲板員 A が固定索で袋網をブルワーク上に固定して玉掛け索を外す。
- (5) 船長が、袋網末端索を伸ばして袋網を海中に下ろす。(図2参照)

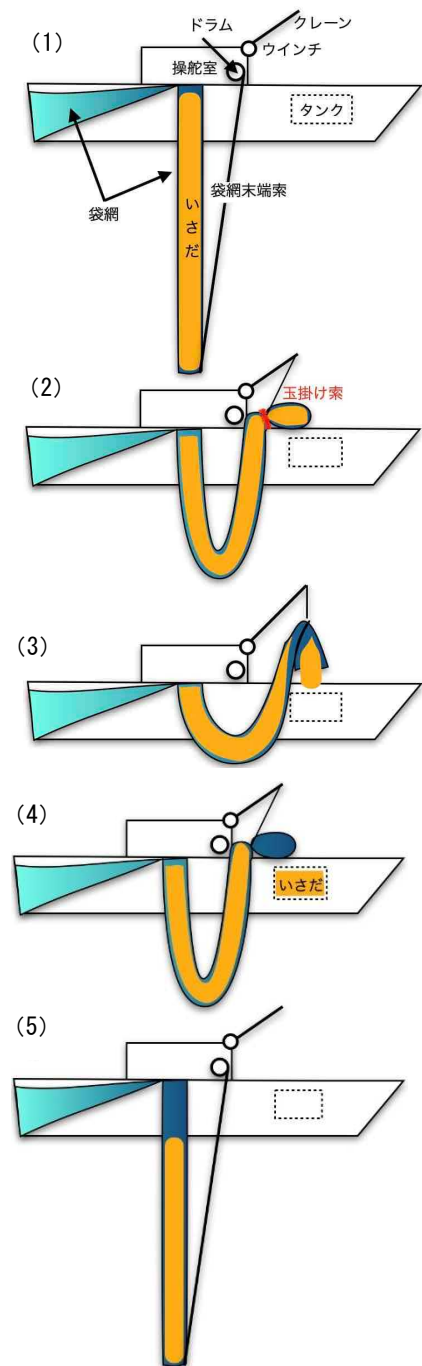


図2 揚収作業手順

船長は、ウインチ付きクレーンを使用していさをタンクに揚収した後、玉掛け索を外すために袋網をブルワークまで下げた。

甲板員 A は、06時50分ごろ、輪状の固定索を袋網に大回しにした後、ブルワーク内側の金属棒に一巻きして仮止めし、固定索末端部の輪の内側に左手親指を入れて引き、袋網をブルワーク上で保持しながら玉掛け索を外したところ、船長が固定索も外れたものと思い、袋網を下降させたので、固定索に過重な力が掛かり、甲板員 A の左親指が固定索末端部の輪に挟まれた。(写真1参照)

	 <p style="text-align: center;">写真 1 事故発生時の状況</p> <p>船長は、甲板員 A から左手親指が切断した旨を告げられ、初めて甲板員 A の負傷に気付き、直ちに応急処置、網の放網を行い、携帯電話で家族を経由して漁業協同組合へ本事故の発生を報告するとともに、救急車を依頼し、小本漁港へ帰港した。</p> <p>甲板員 A は、救急車で宮古市内の病院に搬送され、縫合及び止血等の処置を受けた。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び甲板員 A は、漁獲物の揚収作業に約 8 年従事しているが、船長が甲板員 A の状況を見ながらウインチ操作等を行っており、今回も含め、固定索の付け外し及び袋網の揚げ降ろし等で、互いに声を出して確認することがなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、漁獲量が通常より非常に多く、僚船の中には、ウインチで巻き揚がらないほどの漁獲で、本船においても、ウインチ能力の限界に近いほどの荷重がかかっていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、茂師漁港南東方沖において漁獲物の揚収作業中、船長が、甲板員 A が袋網の固定索を外す前に固定索を外したものと思い、袋網を下降させたことから、甲板員 A が固定索の末端部の輪に左手親指を入れて保持していた状態で、固定索に過重な力が掛かり、同指が挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、甲板員 A が玉掛け索を外したのを確認した際、固定索も外したものだと思ったことから、袋網を下降させたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、茂師漁港南東方沖において漁獲物の揚収作業中、船長が、甲板員 A が袋網の固定索を外す前に、固定索を外したも</p>

	<p>のと思い、袋網を下降させたため、甲板員 A が固定索の末端部の輪に左手親指を入れて保持していた状態で、固定索に過重な力が掛かり、同指が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、いさだ船ひき網漁でクレーンを用いて漁獲物の揚収作業を行う場合、固定索の付け外し及び袋網の吊り上げに当たる乗組員と声出し確認を行うこと。 ・ 固定索末端部の輪の内側に指を入れて引かないこと。

付図1 事故発生場所概略図

